

国際ことば学院日本語学校学則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この学校は、国際ことば学院日本語学校（以下「本校」という。）と称する。

(位 置)

第2条 本校は静岡市駿河区八幡三丁目2番28号におく。

(目 的)

第3条 本校は、教育基本法及び学校教育法に基づき、外国人に日本語教育を行うことを目的とする。

(学科、コース名、修業期間、入学期、授業時間数、収容定員、クラス数)

第4条 本校に日本語学科をおく。

2 学科、コース、修業期間、授業時間数及び定員は次のとおりとする。

コース名	修業期間	授業時間数	開講月	収容定員
日本語学科 第1部 進学のための日本語2年課程	2年	1520 単位時間	4月	105名
日本語学科 第2部 進学のための日本語2年課程	2年	1520 単位時間	4月	105名
合計				210名
(備考) 第1部と第2部については、学年によって変更することができる。 1クラス当たりの収容定員は20名以下とする。				

(入学資格)

第5条 本校の入学資格として、下記の(1)号及び(2)号の条件を満たしていなければならない。

(1) 12年以上の学校教育かそれに準ずる課程を修了している者、またはそれと同等の学力があると校長が認める者。

(2) 入学時に年齢が18歳に達している者。

第2章 学期・休業日

(学期及び授業時間)

第6条 学期を次の4学期に分ける。

春学期	4月1日～6月30日
夏学期	7月1日～9月30日
秋学期	10月1日～12月31日
冬学期	1月1日～3月31日

2 授業時間は次のとおりとする。

第1部	午前8時30分～午前11時50分
第2部	午後1時00分～午後4時20分

3 1単位時間の授業は45分とする。

4 各学期に190単位時間の授業を配当する。

(休業日)

第7条 下記の日には、授業を行わない。ただし校長が必要と認める場合には、休業日を変更することができる。

- (1) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (2) 土曜日、日曜日
- (3) 各学期の休業日

	進学のための日本語2年課程
春学期	4月1日～9日
夏学期	8月1日～16日
秋学期	12月23日～12月31日
冬学期	1月1日～9日

(4) その他校長が定めた休業日

第3章 教育課程

(カリキュラム)

第8条 本校のカリキュラムは別表のとおりとする。

第4章 入学、退学、休学、転学等

(入学日)

第9条 本校の入学日は、原則として、4月1日の年1度とし、学年の終期は3月とする。

(入学手続)

第 10 条 本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書に必要事項を記載して、**第 22 条**に定める入学検定料を添え、指定期日までに出席しなければならない。

2 前項の手続きを終了した者に対しては、入学試験を行い入学者を決定する。ただし、海外に位置する等、試験が受けられない者に対しては、書類選考をもってこれに代えるものとする。

3 入学を許可されたものは、指定期日までに、**第 22 条**に定める入学金、授業料、施設費、教材費を納入し、所定の入学手続を行わなければならない。

(退 学)

第 11 条 退学しようとする者は、その事由を記載した書類を提出し、校長の許可を受けなければならない。

(休 学)

第 12 条 病気または止むを得ない事由により、1 か月以上休学しようとする者は、その事由を記載した書類を提出し、校長の許可を受けなければならない。

2 休学中の者が復学しようとする時は、医師の診断書等の理由書を添付して、復学願を提出し、校長の許可を受けなければならない。

(出席停止)

第 13 条 校長は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する感染症にかかり、またはその恐れのある学生に対して、出席停止を命ずることができる。

2 前項は、授業妨害、暴力行為等本校の正常な運営が妨げられる事例に準用する。

(転 学)

第 14 条 転学しようとする者は、その事由を記載した書類を提出し、校長の許可を受けなければならない。

(転学の受け入れ)

第 15 条 本校への転学を希望する者のある時は、校長は、教育上支障がない場合には転学を許可することができる。

2 転学を許可した時は、校長は、その旨を転学前の学校の校長に通知し、必要な書類の送付を受けなければならない。

第5章 成績評価、課程の修了

(成績評価)

第16条 授業科目の成績評価は、学期ごとに試験結果と学習状況を総合的に判断して行い、それに従って進級させる。成績不可の者については、再履修を命ずる。

(卒業証書の授与)

第17条 **第16条**に定める授業科目の成績評価に基づいて校長は課程修了の認定を行う。

- 2 本学が定める全課程を修了した者には、卒業証書又は修了証書を授与する。ただし、学業成績及び出席状況が基準に達していない場合は、この限りではない。
- 3 卒業及び修了の認定は、別途規定に定める。

(課程の修了証書の授与)

第18条 本校が定める各課程を修了した者については、修了証書を授与する。ただし、全課程の卒業証書授与者には、修了証書は交付しない。

第6章 職 員

(職 員)

第19条 本校に次の職員を置く。

- | | |
|-------------|---|
| (1) 校長 | 1名 |
| (2) 事務長 | 1名 |
| (3) 教務主任 | 1名（校長が兼ねることができる） |
| (4) 教員 | 校長、教務主任を含め 14名以上 （専任 6名以上 ） |
| (5) 事務員 | 事務長を含め 3名以上 （専任 2名以上 ） |
| (6) 生活指導担当者 | 2名以上 （兼任を妨げない） |

- 2 本校に校医を委嘱する。
- 3 前項のほか、必要な職員を置くことができる。
- 4 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。
- 5 校長は、職務の円滑な執行に資するため、全校教職員を対象とした職員会議を主宰する。

第7章 賞 罰

(褒 賞)

第20条 校長は学業、人物及び国際交流において、優秀な学生を褒賞することができる。

(懲 戒)

第21条 校長は、本校の学生の本分に反する行為については、学生に懲戒を加えることができる。

- 2 懲戒は退学、停学及び訓告とする。
- 3 前項の退学処分は、次の各号の一に該当する場合に限る。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 成績不良で向上の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当の理由がなく、出席が常でない者
 - (4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第8章 授 業 料 等

(授業料等)

第22条 本校の授業料等は次のとおりとする。

学科 コース	修業 期間	入学 検定料	入学金	教材費	授業料	施設費	合計
日本語学科 進学のための 日本語 2年課程	2年	30,000円	70,000円	48,000円	1,296,000円	36,000円	1,480,000円

- 2 入学検定料は入学願書提出時に納入しなければならない。
- 3 入学金、教材費、授業料1年分、施設費は入学許可時に納入しなければならない。授業料の残額については、下記の表の期限までに納入しなければならない。

コース及び修業期間（入学月）	納入期限
進学のための日本語2年課程（4月）	入学年度の3月末日まで

- 4 校長が必要があると認めた時は授業料の分納を許可することができる。
- 5 授業料等を期限内に納入しない者については、特別事情がある場合を除き、学籍を除籍する。
- 6 健康診断料、留学生保険料、研修旅行費の金額と徴収方法は、募集要項に定めることとする。

(返 還)

第23条 既に納入した入学検定料、入学金、教材費、施設費、授業料は別途定める返還規定に従って返還するものとする。

(授業料の減免等)

第24条 校長が特別な事情があると認めた時は、授業料等を減免することができる。

- 2 休学する者に対しては、休学期間中の授業料は徴収しない。

第9章 附 帯 教 育

(附帯教育)

第25条 本校の教育に関連する科目について附帯教育を行う。

- 2 附帯教育では外国人に対するクラス授業及び少人数あるいは個人の授業を開講する。
- 3 前項の科目のほか、必要に応じ日本語に関連した授業を開講することがある。
- 4 附帯教育の入学金、授業料その他必要な事項は別に定める。

第10章 自己点検・自己評価

(自己点検・自己評価)

第26条 本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

- 2 前項の点検及び評価の実施とその結果の公開に関し、必要な事項は別に定める。

第11章 雑 則

(健康診断)

第27条 学校教育法第12条の規定に基づき、健康診断を毎年1回、別に定めるところにより実施する。

(寄宿舍)

第28条 寄宿舍に関する事項は、校長が別に定める。

(附 則)

- 1 この学則は、平成13年4月1日から実施する。

(附 則)

- 1 この学則は、平成14年4月1日から実施する。
- 2 準備教育施設に関する規則は別に定める。ただし、同規則に特別に定めない事項については、この学則を適用する。

(附 則)

- 1 この学則は、平成14年10月1日から実施する。

(附 則)

- 1 この学則は、平成 16 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 平成 16 年 4 月入学以前の学生には、この規則は適用しない。

(附 則)

- 1 この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から実施する。

(附 則)

- 1 この学則は、平成 21 年 10 月 1 日から実施する。

(附 則)

- 1 この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 ただし、平成 27 年 3 月入学以前の在校生には、従来 of 学則を適用するものとする。

(附 則)

- 1 この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から実施する。

(附 則)

- 1 この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 ただし、第 22 条における教材費と施設費の規定に限っては、平成 30 年 3 月以前に入学した者に対し、従来 of 学則の規定を適用するものとする。

(附 則)

- 1 この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から実施する。

(附 則)

- 1 この学則は、令和 5 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 ただし、第 22 条における学費の規定に限っては、令和 5 年 3 月以前に入学した者に対し、従来 of 学則の規定を適用するものとする。

(附 則)

- 1 この学則は、令和 8 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 ただし、第 22 条における学費の規定に限っては、令和 8 年 3 月以前に入学した者に対し、従来 of 学則の規定を適用するものとする。

国際ことば学院日本語学校 授業料などについての返金規定

1. 入学検定料（選考料）について
理由の如何を問わず、返金はしない。

2. 入学金について
理由の如何を問わず、返金はしない。

3. 授業料・施設費・その他納入金について

■返金する場合

- ・授業開始日前日までにキャンセル（入国査証（ビザ）未申請または未取得）
入学許可書、在留資格認定証明書、不來日理由の説明文書を本学へ提出した場合、授業料・施設費・その他納入金は返金する。
- ・在外公館でビザ申請をしたが発給されなかった場合
入学許可書を返却し、ビザ不発給の事実が確認できた場合、授業料・施設費・その他納入金は返金する。
- ・ビザ取得後、学期開始前にキャンセル
ビザ未使用・失効が本学で確認できた場合、授業料・施設費・その他納入金は返金する。
- ・ビザ取得後、授業開始後にキャンセル
ビザ未使用・失効が本学で確認できた場合、授業料・施設費・その他納入金から、授業料1か月分をキャンセル料として差し引いた金額を返金する。
- ・来日後、初回の在留カード更新前に中途退学した場合
退学届を提出し、帰国が本学で確認された場合、開始していない学期分の授業料を返金する。

■返金しない場合

来日後、初回の在留カード更新後に中途退学した場合、原則全額返金はしない。

4. 返金手続きについて

- ・返金時の振込手数料は受取人負担とする。
- ・返金時の為替レートは日本国内の基準を適用する。

以上

国際ことば学院日本語学校 自己点検・自己評価実施要項

国際ことば学院日本語学校は、教育と指導の質的向上及び適正な学校運営を目指し、次の手順に従って自己点検・自己評価を実施することとする。

1. 点検・評価の実施時期

自己点検・評価の実施対象期間は、自己点検・評価実施年度の年度末までとし、翌年度の6月末までに点検・評価を行う。

2. 実施項目

国際ことば学院日本語学校は「自己点検・評価項目」に掲げられた項目において、点検・評価を行うものとする。各項目の達成度に応じて次の5段階をもって評価を行う。

- A : 達成されている。
- B : ほぼ達成されているが、不十分なところがあり改善に取り組んでいる。
- C : 達成に向けて努力している。
- D : 達成されていない／必要性に気づいていなかった。
- X : 該当しない。

3. 実施体制

次の者により、自己点検・自己評価委員会を組織する。

- i. 理事長
- ii. 校長
- iii. 教務主任
- iv. 事務長

委員長は校長が務めるものとする。なお、この委員会に含まれない教職員も、状況報告、資料収集等において協力し、積極的に取り組まなければならない。

4. 実施報告書の作成

委員長が中心となって6月末までに実施報告書を取りまとめる。また、実施報告書は学校法人国際ことば学院の本部役員会に提出し、承認を得ることとする。

5. 実施結果の公表

実施報告書は学校ホームページ上等において公表し、また、学内外からの要請があった場合は提示できるよう、実施報告書を事務所に備え置くこととする。

6. その他

この要項は、平成29年4月1日より使用を開始する。